

## 令和5年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会 議事録

- 1 日 時 令和6年1月26日（金）午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 川崎市役所本庁舎9階経済労働局会議室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 館委員、稲富委員、石川委員、中川委員、沼田委員、榎委員、磯部委員
  - (2) 川 崎 市 東労働雇用部長、齋藤担当課長
  - (3) 事 務 局
- 4 傍聴人 なし
- 5 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 川崎市挨拶（労働雇用部 東部長）
  - (3) 議事
    - ① 川崎市労働資料室について
    - ② 労働資料室（機能）のコンセプト
    - ③ 労働資料等収集・廃棄の考え方
    - ④ 労働資料のデジタルアーカイブ
  - (4) 閉会

齋藤課長 お待たせいたしました。ただいまから、「令和5年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会」を開催いたします。本日は、お忙しいなか、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、経済労働局労働雇用部担当課長の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、会議公開に関しまして、御説明をさせていただきます。川崎市では、透明かつ公正な会議の運営を期し、開かれた市政の実現を図ることを目的として、審議会等の各種会議を公開しております。この労働資料等に関する懇談会につきましても、公開対象となっております。ホームページ上に日時及び議題等が掲載され、一般の方も会議を傍聴可能となっておりますので御了承いただきたいと思っております。なお、会議の議事内容につきましては、録音をさせていただきます、後日、議事録につきましても一般公開をさせていただきます。会議を公開した場合、発言者及び発言内容が既に傍聴者に公開されていますことから、議事録におきましても、発言された委員のお名前を記載した上で作成させていただきますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、労働雇用部長の東よりご挨拶を申し上げます。東部長、よろしくお願いいたします。

東部長 本日は、お忙しい中、川崎市労働資料等に関する懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から川崎市政の推進に多大なる御支援・御協力をいただいておりますとともに今回の趣旨をご理解いただき、当懇談会の委員をお受けいただきましたことに、心から感謝申し上げます。本日、皆様からご意見を頂戴させていただきます川崎市労働資料室につきましては、昭和51年10月に川崎市立労働会館内に設置し、本日、御出席いただいております川崎労働者福祉協議会様に御協力いただきながら運営してまいりました。また、平成18年に指定管理者制度が導入されてからは、同じく御出席の公益財団法人神奈川県労働福祉協会などに、会館全体の管理と合わせて、運営にご協力をいただいております。この度、労働会館につきましては、川崎市教育文化会館と再編整備し、新たに「(仮称)川崎市民館・労働会館」として令和8年2月に供用開始する予定でございます。現在、工事契約や条例制定などの手続きを進めているところです。後ほど、事務局から詳しく説明させていただきますが、労働資料室につきましては、新施設の供用開始後も「図書コーナー」と名称を変え、引き続き、運営を継続する予定でございますが、労働資料室機能の新たなコンセプト、収集・廃棄基準、運営方針など、整理しなければならない案件や課題が多くあることから、専門家の皆様にご助言いただきたいと思います。結びになりますが、皆様の活発な御論議のもと、本日の労働者問題懇談会が実り多いものになることをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

齋藤課長 ありがとうございます。続きまして、大変恐縮ではございますが、座席順でお名前をお呼びしますので、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。なお、座席につきましては、お手元の資料の3枚目でございますのでご参照いただければと思います。

(各委員自己紹介)

齋藤課長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思っております。ここからの議事進行は、座長である東部長にお願いしたいと思います。それでは、東部長よろしくお願いいたします。



東部長           ありがとうございます。働くっていう漢字にふりがなを振ってワークとしてもいいかと思えます。少し考えさせていただきます。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

石川委員       基本的に行政という枠組みで考えると、整理したコンセプトに基づいて運営していくという考えがあると思いますが、それでも、ある程度は利用者に対して、施設の目的を分かりやすく示すという意味もあると思います。

                  利用者に分かりやすく、この資料室がどういうものなのかを示すという説明でしたので、大筋としては問題ないと思います。ただ、この労働資料室機能は、これからも積み重ねがあって、確かに、現時点では文章を中心にした資料を未来に向けて学ぶということによってよいと思いますが、今後、様々な新しいものを収集していくということを考えると、古い資料ばかりではなく、色々なものが積み重なった未来像みたいなものが見えるとよいと思います。

沼田委員       図書コーナーでは、教育と労働関係の資料で書棚が別れると思いますが、利用者目線からすると非常に分かりにくい。「教育」と「働く」は、全く別のものではないので、コンセプトにもう少し「教育」との接点を打ち出した方がいいと思います。物理的には、資料をどう配置していくかという難しい問題が出てくるのかなという印象です。

事務局           労働資料の配置場所は、教育委員会と調整中ですが、私達も労働資料をどこに配置するのか、また、どのように教育と融合させていくのかは課題と考えていますので、今後検討していきたいと思えます。

東部長           実際に一般図書と労働資料が一体となると、利用者にとっては非常に分かりにくい。図書コーナーの中に「労働資料コーナー」を設けて、切り分けをしないといけないことはありますが、色々な論点があると思えますので、詳細は今後検討していきます。沼田委員が発言されたとおり教育という要素が入ってくるので、そういう部分も少しコンセプトの中に入れた方がいいと思えました。

館委員           図書コーナーという名前にして、2階に配置しますということだけではなく、多くの方に利用してほしいというコンセプトと、実際の中身に何となく乖離がある気がします。先ほど、沼田委員も発言されていましたが、労働資料に特化して来館する方は、限定された人達になるので、例えば、ミュージアムのように、図書コーナーの一角に歴史的な資料を展示するなど、何か工夫することで補完する必要があると思えます。展示があれば多くの方に見てもらえますが、棚に資料が並んでいるだけなら、絶対に引っ張り出さない。自由に見られる形で、手に触れさせるような工夫が必要だと思えます。

東部長           先ほど、事務局から年平均2,000人ぐらい利用していると説明しましたが、この2,000人の中には、近所にお住まいがあって、毎朝新聞を読んで帰る方もいますので、労働資料を利用する方の実態としては、2,000人よりも少ないと思えます。

                  館委員の言われたように、一般図書を目的に来所した方が、展示してある労働資料や労働図書を目にして、手に取っていただくようになれば、勤労者福祉のお役に立てることに

なるのかなと思います。供用開始までに展示について、検討していきたいと思います。

稲富委員　私は労働界において、労働資料が何なのかを理解していますが、例えば、労働相談に訪れた方などは、何を見ていいか全く分からないと思います。労働資料室に来たら何ができて、他施設のここに行けばこういうことが分かるというようなインデックスがあったらいいと思いました。労働紛争の歴史などは、比較的分かりやすいですが、市民の方は地域連合の議案書と言われても、それは何なのかとってしまうと思います。

事務局　そういった施設や労働資料のインデックスもできる限りやっていきたいと思っています。また、教育関係も合わせて、何かできないかなという話も出ていますので、今後、検討していきたいと思います。

榎委員　新しい施設でも新聞を読みに来る方達を排除するのではなく、むしろ毎日来てくれた方がよいという考え方でいいでしょうか。

東部長　大丈夫です。

榎委員　毎日、新聞を読みに来る方々が、ちょっと労働資料を手にとってくれたらいいという考えが一番正しいのかなと思います。目的を持って資料室に来る人はちゃんと資料を活用します。せっかく毎日来てくれている人がいて、そういう人達にとって居心地がいい空間にすることが大事だと思います。ちょっとした展示スペースがあったりして、なんか楽しいということは重要です。

東部長　お話を伺って、何か仕掛けが必要だと思いました。例えば、研究者や労働組合の方は目的を持って来ていただけますが、市民の方には、いかにその図書を手にとってもらえる流れを作れるかが重要かなと思いました。

沼田委員　図書コーナーに司書を置く予定はありますか。

事務局　指定管理の仕様書を作成中ですので、必ずとは言えないですが、基本的には司書を置く予定で調整中です。

沼田委員　例えば、組合の古い資料はちょっとした解説がないと分かりにくいです。その中でも、「それは、この資料です。」というようなことは司書がいた方ができると思います。

榎委員　解説ができるだけでなく、利用者から質問があった時に対応できる人をちゃんと配置することが重要だと思います。労働資料に関する質問があったときに対応できないと「考える拠点」にはならないです。ただ単に資料を見て自分で考えなさいというスタイルでは難しいですし、司書がいればその部分ができるようになると思います。

東部長　新たな施設では、指定管理者制度を取り入れて、指定管理者が司書を配置する形になり

ます。指定管理者をいかにコントロールして、労働資料に詳しい司書を連れて来られるかどうか、重要だと思いました。

榎委員 司書も数年で交代するような形だと難しいと思いますが、仮に労働資料に詳しくない方でも、長期的に勤務できる方を確保できれば、しっかり勉強していくと思いますし、どんどん知識が蓄積されていくと思います。指定管理者がそれをやることは難しいとは思いますが、できればいいと思います。

東部長 指定管理者制度では、5年ごとに指定管理者を見直すことが基本ですが、司書が指定管理者の社員なのか、それとも他から連れてくるのかにもよって違ってきます。難しい課題だと思います。

榎委員 長期で勤務してもらった方が絶対いいですが、制度によって、雇用が切られて、変わらないのであれば難しいです。

石川委員 市として、貴重なものがあるから積極的にアピールしていくというスタンスはあると思いますが、生涯学習的な要素が含まれると聞いていますので、その中で例えば労働資料を使った講座をやるとか、色んな勉強もできますという繋ぎ方をしていくと、より使える可能性が増す気がします。

事務局 指定管理では、指定管理事業と自主事業がありますが、指定管理事業の中で教育と労働が融合した講座を何かやってもらいたいなどは思っています。

東部長 コンセプトや新たな運営に関わることも含めて様々なご意見いただきました。できること、できないことを整理させていただいて、次回の懇談会でお示ししたいと思います。  
続きまして、議題（3）「労働資料等収集・廃棄の考え方」について事務局から説明いたします。

事務局 <事務局より資料の説明>

東部長 ありがとうございます。何かご意見ありますでしょうか。ひとつ整理をしておきたい点は、現状は収集・廃棄の基準がありませんので、基準を作っていきたい。また、その基準に沿って、今ある資料を分けていきたいということになります。

沼田委員 私の立場から言えるのは、労働基準法の解説本などはニーズとしては高いので、積極的に収集した方がいいと思います。一方で、そういった書籍は5年もすると使えなくなってしまうので、期間を区切って廃棄していくことが望ましいです。例えば、改訂版が出たら捨てるという方法もあるのではないのでしょうか。

磯部委員 沼田委員がおっしゃった通り、そういった書籍は、何年版みたいな形で毎年出版されるものもありますし、やはり法改正が著しいので、5年ぐらいすると意義をなさないことは

珍しくありません。むしろ資料室よりも図書館などで貸出するというのもひとつかと思えます。

中川委員 書庫の床面積が減るため、労働資料も今の3分の1位にする必要があると単純に考えがちですが、将来のことを考えるとどのぐらい本当に減らしたらいいのか、また、減らすだけでなく、高さがどうなのかなど、実際に新しい施設とどのぐらい違うのかという観点で考えなければいけないと思います。将来を見越して相対的にどのぐらい減らせばいいかということを試算した方が、まとめやすい気がします。

事務局 おっしゃる通りです。現在、教育文化会館に移設していますが、そこでは、固定式書棚にしていて、新施設だと可動式書棚でないと書庫に設置できないという物理的な条件もあります。面積も変わってきて入れる高さも当然変わってくるので、その点については、設計担当がどれぐらいの容量が収蔵できるか試算しているところなので、検討していきたいと思えます。

館委員 利用者からのニーズが高い資料とありますが、ニーズが高いというのは何か調査したのでしょうか。

事務局 件数は多くないですが、どんな本が貸し出されているかということは分かります。また、ひょうご労働図書館へ視察に行かせていただいて、貸出の多い資料等を教えていただいていますので、そういったことを踏まえて考えていきたいと思えます。

東部長 基準を考えるときに、今言われたニーズというものと、希少性のマトリックスだと思います。ニーズって何か、希少価値って何か、定義が難しい部分がありますので、ぜひ皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

石川委員 将来に渡って運営していく際に、実際に収集する資料は指定管理者が担っていくと思いますが、そのあたりは市の方でも関わっていくのでしょうか。

事務局 指定管理者の中心にはなりますが、市として関わっていく必要があると考えています。

稲富委員 破棄するにあたって、例えば、欲しい人には差し上げますみたいなことあるのでしょうか。ただ、永続的にやっていく労力が必要ですが、そういうお考えがあるかどうか教えてください。

事務局 考えられます。現在の4万3000点のうち、廃棄する資料に関しては、まずは移転と考えています。また、今後、運営していくなかで廃棄する資料をお配りするかということは、図書館との絡みが出てきますので、図書館の状況も踏まえて検討していきたいと考えています。

東部長 一般の図書館の場合、平等性も考慮しなければならないと思えます。労働資料に同じこ

とができるかは確認します。

廃棄基準について、実際の資料を見ながら、これはいる又はいらぬという作業をしながら、基準を整えていく方法がよいのでしょうか。それともある程度基準を決めて、基準に当てはまらない資料を皆さんで確認していくという方法がよいのでしょうか。

館委員 基準を決めて、あとは実際に見て機能的に判断していく方が効率的な感じがします。

稲富委員 数が多いだけに、これが100冊だったら1個1個見ることができますが、何万冊だと一定程度、絞り込んで、破棄するものは一度見て確認した上で、修正していくやり方がいい気がします。

榎委員 いらぬって判断した資料についてはもう一度チェックをする方がいいと思います。

東部長 そういう進め方をしていきたいと思いますが、先ほど言ったとおり何をもって希少価値が高いというところに、ちょっと悩ましい部分があります。一応、我々なりの基準を持って、次回は、基準を少しブラッシュアップした形でやっていきたいと思っています。もし何か後ほどお気づきの点があればおっしゃっていただければと思います。

榎委員 収集基準は、寄贈を受けるときにも当てはめることができるのでしょうか。図書コーナーと書庫が別にありますので、先ほどのアーカイブとか展示じゃないですけども、目に付くところに資料を置くという考えはあると思いますが、書庫にも多くの資料があると思います。さらに資料を、寄贈しますとなった時に、基準に当てはまらないので、お断りするというのは想定されているのでしょうか。

東部長 想定しています。昔は特に基準がなく、寄贈されたものを全部もらっていましたが、基準を作ればその基準に当てはめて、お断りすることもあるというイメージです。

榎委員 分かりました。そうすると、こういう基準で集めますっていうのはオープンにして知らしめる必要があって、資料の寄贈の申し込みは、大原社会問題研究所でも割と多く、何でももらってという時代も昔はありましたが、書庫がいっぱい状況なので、かなり厳選して、いろんな基準を設けてやっているの、今までもらってきたのは別として、これからの寄贈のものについてもその収集基準がきちんとあった方がいいと思いました。

東部長 ありがとうございます。続きまして、議題（４）「労働資料のデジタルアーカイブ」について事務局から説明いたします。

事務局 <事務局より資料の説明>

東部長 ありがとうございます。こちら資料について何かご質問等ございますでしょうか。事務局からもありましたとおり、比較的成本が高いものは、我々としても持続的じゃないと思っています。なるべく安い方法で、しかも先ほど言った展示みたいな興味を引くような



ものをできればなという、そこを模索したいなと思います。

館委員 デジタルアーカイブ自体は、賛成ですが、メンテナンスって誰が行う予定でしょうか。

事務局 基本的に、メンテナンスに関しては、指定管理業務とする予定です。メンテナンス自体はシステム業者の方でメンテナンスをする必要があるので、指定管理業務のなかで、システム業者とメンテナンス契約を締結していただくことを想定しています。ただ、当然、協議調整は事前にあると思いますので、何か不具合等あればそこで意見として伝えるということが出来ます。ランニングコストは、指定管理者からすると課題だと認識しています。システムが良くても、ランニングが高くて運用できないものでは意味がないので、永続的に皆さんに見てもらえるようなものが必要だと思います。

東部長 デジタルアーカイブなどの取組があればご助言いただけますでしょうか。

榎委員 利用の条件は、ご自由にお使いくださいという状態にするのでしょうか。基本的には、ご自由にお使いくださいとして、場合によってはそのまま使えないように加工するとかやり方は色々あります。コンセプトからいうとご自由にお使いくださいという形がベストですが、本当にそれでいいのかなというところは考えた方がよいと思います。

東部長 おそらく市でもデジタルアーカイブを他の部署でやっていて、おそらく何か基準があると思いますので、そこに照らして考えていきたいと思います。

齋藤課長 全て電子図書という形で実際に登録した方で、ダウンロードしていいかは著作権の問題とか色々な心配が出てくるので、どちらかというところと展示がオンラインになっているという方法を想定しています。しっかりと枠組みを決めた上で、委員の方にまたご提案したいと思います。

沼田委員 デジタルアーカイブが川崎市として発信したいものが何なのか、そこが明確でなく、よく分からないので、その部分は固めた上で、あとはどう設計するかだと思います。昔の資料でしたらもう著作権フリーのものがほとんどだと思います。

東部長 何を発信したいかはまだ漠然としたイメージしかないのですが、次回までに固めていきたいと考えています。それでは、全体を通していかがでしょうか。この後、庁内検討会議を2月7日に開催させていただき、今回の意見を踏まえて検討会議を行います。後に、第2回の懇談会を3月中旬ごろに労働資料等収集・廃棄基準の案を素案になってしまうと思いますが、お示しさせていただく予定でいます。もう一点は、先ほど沼田委員の方から川崎市はどのような資料を発信していきたいのかというご質問をいただきました。次回は、こういった資料をデジタルアーカイブする予定というところをお示しさせていただいて、意見をいただいて、実際のデジタルアーカイブをするのは、次年度以降になりますがその実際の案をお示しして意見をいただくということを考えております。それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

齋藤課長 これをもちまして、令和5年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協力いただき、貴重なご意見を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。また、第2回の懇談会につきまして、後日、日程調整をさせていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。